

地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた文化部活動の在り方に関する 検討会議（第 6 回）

【開催日時】 2020 年 10 月 1 日（木） 14:01～16:03

【開催場所】 オンラインにて実施

【参加者】 ※敬称略

（委員）

氏 名	所属・役職
揚石 明男	公益財団法人音楽文化創造事務局長
大坪 圭輔	武蔵野美術大学教職課程教授
岡田 猛	東京大学大学院教育学研究科・情報学環教授 芸術創造連携研究機構 副機構長
黒田 智博 （大和委員代 理）	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会課長
佐野 靖	東京藝術大学学長特命・社会連携センター長、教授
妹尾 昌俊	教育研究家、文部科学省委嘱学校業務改善アドバイザー
内藤 賢一	公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局長
長沼 豊	学習院大学文学部教育学科教授
富士道 正尋	全日本中学校長会事務局次長

（五十音順、）

（文化庁）

氏 名	所属・役職
根来 恭子	文化庁 参事官（芸術文化担当）付 芸術教育企画官（併）学校芸術教育室長
武富 雄一郎	文化庁 参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室 文化活動振興係長

（事務局）

氏 名	所属
高谷 徹	セーフティ&インダストリー本部 主席研究員
沼田 雅美	キャリア・イノベーション本部 主任研究員

氏名	所属
藪本 沙織	キャリア・イノベーション本部 研究員
加納 千紗都	ヘルスケア&ウェルネス本部 研究員
太宰 結	ヘルスケア&ウェルネス本部 研究員
鈴木 忍	セーフティ&インダストリー本部 リサーチ・アソシエイト
藤川 真央	セーフティ&インダストリー本部 研究員

【議事】

(1) 最終報告に盛り込む論点について

【配付資料】

資料 1 最終報告に盛り込む論点について

資料 2 今後のスケジュール

1. 開会

【事務局】

- これより第 6 回地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた文化部活動の在り方に関する検討会議を開催いたします。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。
- 本日、大和委員の代理として黒田様が御出席されます。
- それではこれより、委員長の佐野先生に司会をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議事

2.1 最終報告に盛り込む論点について

【佐野委員長】

- 皆さん、こんにちは。それでは、これより議題に入ります。各議題に終わりに質疑応答の時間を設けたいと存じます。
- では初めに、事務局より最終報告書に盛り込む論点について御説明をお願いします。

【事務局】

- 本会議の中で、文化庁様より令和 3 年度概算要求について御説明を頂くこととなりました。それに伴いまして、こちらの議事次第では今後のスケジュールについての御説明がありますが、こちらを省略させていただきます。
- 今後のスケジュールは資料 2 のとおりです。改めて当社から御連絡を差し上げますので、御確認ください。
- なお、現在投影している資料は事前送付させていただいたものから変更ございません。既に御覧いただいているかと存じますので、当方からの説明はなるべく短くさせていただきます。長く御議論いただこうと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。
- また、前回の第 5 回と同様、論点ごとに時間を切りまして、佐野委員長から質疑についてお声がけをいただきます。
- それでは資料の説明に移ります。資料 2 ページ目です。最終報告に盛り込む論点については、前回の会議で議論をいたしました。その残りのものについて今回御議論をお願いしたいと思います。
- なお、本会議では、文部科学省が 9 月 1 日に公表した部活動改革についての改革案で提言された部活動改革案だけに限定をせず、文化部活動の地域単位での実施全般について検討をしていただきます。
- また、最終報告までに、今回議論いただく論点をモデル別に整理する予定です。
- 前回の会議、第 5 回で頂きました御意見につきましては、この資料の 7 ポツ以降でまとめさせていただいております。先生方の御意見を記載させていただきました。そのため、7 ポツ以降は本日御説明差し上げません。
- それでは資料の 3 ページ目に進んでください。学校、社会教育等の役割分担の検討

という論点です。まず 2.1 として、「学校の責任の範囲、内容」とさせていただきました。地域単位での部活動、特に学校外が大きく関与していくケースについて、学校としての関与はどのようなものであるべきかという論点です。四角の中に論点の具体的な内容を書かせていただきました。こちらについて、ほかに追加すべき論点がないかということを含め、ご議論をよろしく願います。

- また、2.2「地域行政の関与」という論点です。地域単位での文化部活動の実施では、いわゆる自治体、地域行政の関与が必須となってまいります。現在、公立の社会教育施設の一部では、文化活動、特に大きな音が出る吹奏楽のような部活動には開放されていない、もしくは部活動がこういった社会教育施設を利用するにあたって優先的に利用することができない等の実態が、事例調査から明らかとなっております。こうした実態を受けまして、地域で部活動を行うにあたって地域行政がどのように関与していくべきかという論点を四角の中に書かせていただきました。
- 続きまして 2.3「地域の関係者への普及啓発」という論点です。これまで学校内で実施されてきた部活動は、教員の先生方が管理監督されることで経費が非常に安価に抑えられており、安心や安全という特徴がございました。しかしながら、地域単位で部活動を行う場合には、従来の活動とは違う大きな特徴が生じてくると思われまます。こうした場合には、そうした地域での活動に対する教員、児童、生徒、保護者、地域の人々の理解の向上というものが重要となってまいります。そのため、地域の人々に向けた普及啓発の方策というものも併せて行わなければならないのではないかと考えておりますので、四角の中にこちらの論点を記載させていただきました。
- まず、ここでお時間切らせていただきまして、先生方に御検討いただければと存じます。佐野委員長、よろしく願います。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。では、「2.1 学校の責任の範囲、内容」から議論を始めたと思います。委員の先生方、どなたでも結構です。御意見を、口火を切っていただければと思います。

【長沼委員】

- 長沼です。よろしく願います。報告書の構成では、2 ポツ目の「地域での活動の場合、学校のみが責任を持つことは困難ではないか。」が冒頭部分に来るのでしょうか。

【佐野委員長】

- 事務局、どうですか。

【事務局】

- ありがとうございます。冒頭に来るかどうかはまだ検討中です。

【長沼委員】

- 分かりました。そのこととも多分関連するのですが、地域文化倶楽部というものは、当然地域主体のものになるわけなので、だからこそ学校がどう関わるかということ

が議論に出て来ていると思います。ですが、この前段としては、やはり地域文化倶楽部とは何物かということが議論されていて、文化庁としてもあえて当て字の明治時代からの「倶楽部」というのを当てたことにすごく意味があると思っています。「ともに」が「俱」で、「らく」が「楽しむ」で、ともに楽しむというものが本質であり、それを広めていこうという趣旨だと思います。したがって、全体にも関わりますが、学校の責任の範囲という前に、実は地域主体を一体誰が担うのかということが明確になっていないと、何かぶれてしまうような気がするのです。この報告書を受け取る側も同様にです。私は途中から議論に参加したので、もしかしたら前半にすでに議論があったのかもしれませんが。

【佐野委員長】

- 長沼先生、御指摘ありがとうございました。前回の検討会議で、全部の論点は議論ができなかったのが、今回は積み残した分からは始まっています。したがって、報告書全体がどう再構成されるかは、まだこれから検討する問題だと思いますが、今日の議論が「学校の責任の範囲、内容」から急に議論に入ると、「何で学校の責任から入んだ」という、「文化庁なのに」みたいなことがあるかもしれません。そのような理解でよろしいですか、事務局。

【事務局】

- ありがとうございます。長沼委員の御指摘と、今、佐野委員長からの補足につきまして、まさにそのとおりでございます。中間報告で、どのような主体が地域での部活動を担うのかということをもとめました。多様な主体が担うモデルを想定しています。ですので、報告書の構成としては、論点の前に、地域での文化部活動とは誰がどのように担うのかということを議論し、こちらの論点になるという流れにいたします。ありがとうございます。

【佐野委員長】

- 長沼先生、よろしいでしょうか。

【長沼委員】

- 分かりました。一言だけ。だとすると、きっと学校の関わり方もいろいろありますよね。地域主体がいろいろあるので、それに応じて多分関わり方もいろいろあるという書きぶりであればいいと思います。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。ほかに、富士道委員はいかがでしょう。手を挙げてくださいました。

【富士道委員】

- つまり部活動だということであれば、学校外で実施される場合であっても、学校が責任を負わざるを得ないと思うのですよね。ですから、今もお話がありましたが、要するにその活動というのが、主体がどこで、いわゆる学校の部活動なのか、それとも完全に部活動とは関係のない地域の活動なのか。これによって全然違うのだろうと思

うのです。

- いずれにしても部活動という言葉が入ってしまえば、学校の中でやろうと外でやろうと、当然学校が責任を負わざるを得ない。例えば参加者の募集であつて、管理もそうです。ですから、そうなれば今までのものと全く変わらなくなってしまうわけですから、部活動をなくしたというのではなくて部活動を地域に移すのであれば、きちんと色分けしていかないと、いつまでも同じ形でするやれば、これは変わらないのではないのでしょうか。当然、保護者は「学校がやってくれるのであれば、学校の先生方が責任持つでしょう」と思うのは当たり前です。なので、主体は誰が担うのか、そして部活動という名称で行っていくのかどうかを含めて難しいなと思いました。以上です。

【佐野委員長】

- 重要な御指摘ありがとうございました。確かに 2.2 では「地域単位での文化部活動」という言葉が使われています。ただし 2.1 でいきなり「部活動が」となると、確かに学校という概念から出ることができないのではないかという御指摘はごもっともだと思います。今の意見、事務局はいかがですか。

【事務局】

- ありがとうございます。当社も重要な指摘と受け止めました。こちら、整理が難しい問題でございます。つまり、部活動を外出しするという発想なのか、全く違う地域の文化活動、文化体験があり、そこに生徒が関わられるようにするのか、いずれとするのかでも大分違ってくるかと思えます。

【佐野委員長】

- 富士道委員、どうぞ。

【富士道委員】

- いわゆる学校の部活動の延長なのか、それとも完全に独立をした地域の活動なのかという二者選択は、今の状況ではやはり難しいと思うのですね。つまり、これは将来的には地域の活動とするにしても、段階を踏んでいく途中には、部活動から地域という二つの色合いがある中間みたいなものがあってもいいでしょう。ですから、やっぱり段階を踏んでいかないと、1、2 年先から学校の部活が一切なくなって全員地域へ出てくださいなんていうのは、絶対現実的ではないです。なので、まずは移行ができるような状況や環境が整わない限り、すぐにすぱっと切れるものではない。これはある程度段階の中で徐々に移行するという事も考えられるのかなと思います。以上です。

【佐野委員長】

- もちろんこれは段階といたしますか、まずいくつかの地域でモデル事業としての試みになると思います。今の御意見も含めて、違う観点からでも結構です。今の問題、いかがでしょうか。岡田先生、どうぞ。

【岡田委員】

- 違う観点ではないのですけれども、たしか割と初期のころの議論で、コーディネーターを付けるという話が上がっていたような気がします、何かそのような地域と学校をつなぐような人のような話は何か考えることができるでしょうか。議論になったことがあったと思うのですが。

【佐野委員長】

- 7ポツ以降の会議資料の中でも、求める人材像等の項目でどう人材を育成するかみたいなことは記されております。
- 今の富士道委員の指摘に対しまして、例えば文化庁で今どのようなことをお考えでしょうか。

【文化庁・根来室長】

- 岡田先生、どうもありがとうございます。実は今日の会議の一番最後にお時間を頂いて御説明しようと思っていた資料を、先にこの流れで御説明してしまったほうが良いかなと思います。よろしいでしょうか。

【佐野委員長】

- ぜひ、よろしくお願いします。

【文化庁・根来室長】

- ありがとうございます。すみません、事務局、文化庁の概算要求の資料を画面上に出していただけますでしょうか。ありがとうございます。今、概算要求が昨日9月30日締切でございます。本来は毎年8月下旬あたりが概算要求、つまり財務省に各省が来年度の予算を要求するタイミングなのですが、今年はコロナの補正予算等もありまして、財務省のほうで1カ月締切を遅らせたため、昨日が締切でございました。
- 文化庁としましては、皆様にこの4月からオンラインではございますが、こういった貴重な御意見をいろいろ御審議いただいていることもあり、本予算を必ず来年度要求しなければならないと思っております。タイトルといたしましては「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究」となっておりますが、この中で大きく二つメニューを設けております。
- 資料下のほうにございますが、まず左側が、地域部活動・合同部活動推進事業というものでございます。前回急遽9月1日に文科省で発表いたしました部活動改革の方針に沿って、拠点校を設けて全国で来年度、再来年度、いろいろモデル事業を御実施いただいた上で、令和5年度から段階的に進めていくというモデル事業になるものでございます。今のところここに書いてありますのは、各都道府県の中で都市部とそれ以外の地域、いわゆる地方部で、それぞれから1地域、合計114地域で拠点校、あるいは拠点地域を設けて土日の地域部活移行のモデル事業をやっていただくというものになります。
- 同事業の②といたしまして、合同部活動推進事業を実施いたします。これも都市部と過疎地域に分け、全国から18地域募集しまして、例えばICTの活用ですとか、交通手段をどのように確保していくのかということについて実証するモデル事業を実施

したいと考えております。

- これはまだ全くの積算上であり、これから財務省と10月、11月にいろいろ議論をしながら、最終的に12月末にこの予算が確定する予定でございます。なので、あくまでも現在の積算上ではございますが、地域部活動推進事業及び合同部活動推進事業には、それぞれ講師の謝金ですとか、あるいはシャトルバスの借上げ代ですとか、楽器などの大きなものを運ぶ際の運搬費、あるいは楽器などをレンタルする際のレンタル料等が読み込めるような予算を考えております。
- 次に、資料の右側部分でございますが、「地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業」という形で名前を書いております。まさにこれが、部活とは一旦切り離れた形で新たに地域で受け皿をつくることをイメージしているモデル事業でございます。受け皿というふうに書いておりますが、いわゆるクラブ形式の受け皿もあれば、仕組みづくりのようなものもあると思っております。まさに皆様に御議論いただいているこの報告書の結果を踏まえてモデル事業を募集するような形を考えているのが、こちらの1.8億円と書いてあるほうの地域文化倶楽部創設支援事業でございます。
- 今のところ積算上では、全国25の地域で実施するというを考えております。今回の報告書を基にモデル事業を地域で新たに立ち上げる形のもの、あるいは今やっている取組を、もう少しここを改善すればもっといいものになるというようなものを募集するのが、この地域文化倶楽部創設支援事業でございます。
- 地域文化倶楽部創設支援事業の積算の中には、今、岡田委員から御指摘がございましたコーディネーターですとか講師謝金、あるいは会場の借用料、シャトルバスや送迎タクシー、また先ほどと同様に楽器のレンタル料や広報費みたいなものも入っております。学校の部活を地域に移行する場合は、明示的にはコーディネーターというのはいれておりませんが、人件費のようなものも読み込めるようにしております。人件費、アクセス、または場所代、レンタル料、そういったものの費用に支出できるモデル事業を考えております。以上です。

【岡田委員】

- 今のモデル事業なのですが、将来的にはそういったコーディネーターのようなものを全国的に配置するようになれば、先ほど問題になっていました教員の負担も少しは軽くなるというふうに考えてよろしいでしょうか。

【文化庁・根来室長】

- はい。私どもとしても、コーディネーターが入っていくのがいい学校や地域もあれば、学校があまり外部の方を入れるとかえってやりづらいというところもあると思います。そこは学校や地域の実情に合わせてやりやすい形で取組ができるようであればいいかなと思っております、いろいろな事例を集めたいと思っております。

【岡田委員】

- ありがとうございます。

【佐野委員長】

- つまり、二層構造になっているということによろしいですか。左側の地域部活動・合

同部活動と、創設する地域文化倶楽部の二本立てというか、二層構造というか。

【文化庁・根来室長】

- はい。左側が、既存の部活動を学校外に出すパターン、右側が今の部活とは一旦切り離した形で新たに地域で受け皿なり仕組みをつくって、子供たちの活動機会を確保するという二つでございます。先ほど富士道先生がおっしゃったように、その中間のようなものも実態としては当然出てくると思っていますので、どちらかに寄せていただいて申請していただくという形になるのかと思います。ただ大きく分けますと、押し出す側と受け入れる側のような、そういう感じで考えてございます。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。今の御説明、それから先ほどの課題も含めて御意見ありませんでしょうか。長沼先生、どうぞ。

【長沼委員】

- やはり今のお話を聞いていて分かったのですが、地域文化倶楽部のほうは地域主体で運営していくことは間違いないということがよく分かりました。その上で、もちろん学校が連携して関わることは可能ですし、先ほどの富士道先生の意見と全く同じ意見で、段階的に移行していかないと非常に無理があるし、地域に丸投げはやはりできないと思います。その意味では左側に書かれている、例えば合同部活なんていうのを間に入れていって、徐々に部活動を学校から出していくという形はありかなと思って提案しております。
- ですから、私たちの報告書のほうも、地域文化倶楽部のことを言っているのか、学校部活動が合同部活等の形態を変えたものなのか、きちんと言葉として書き分けていく必要があると思いました。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。そうでないと、やはり読み手のほうも分からなくなってしまうし、今回この図が出てきたおかげで、ここでの議論でも、ではこの左側のほうを中心に学校側の責任、範囲を考えましようとか、右側の場合はどうでしょうか、というような形ですみ分けができると思います。ありがとうございます。もうお一方いらっしゃいましたか。

【妹尾委員】

- 妹尾です。今までのお話を踏まえても、全体に関わると思うのですが、地域移行といってもいろいろなパターンがあるという話だったと思うのですよね。例えば通常の学校部活動で部活動指導員や外部指導者が来る等も、地域移行とまでは言えないけれども、地域人材を活用しているという意味では広い意味で地域移行に当たっています。あるいは、平日も休日も地域主体でばりばりやっていくぞという場合もあるでしょう。完全に地域移行するのか、あるいはその中でも新たに地域で受け皿をつくっていくといったような、さっきのお話もあると思います。その中間には、平日は学校、休日は地域主体みたいなものもあったり、恐らくいろいろなバリエーションがある

と思いますので、それによって当然学校の責任や役割という、この報告書の論点も程度や内容が変わってくるという書きぶりにしたほうがよろしいのかなと思います。

- その上でという話ですが、学校の責任は何がありますかということは挙げ出すと多分いろいろあって、部活動ガイドラインに載っていることとかなり重なる部分も多いのではないかなと思います。
- 一つ、二つ申し上げますと、部活動研究をよくされていて、関連業績もたくさんあられる方である早稲田実業の中沢篤史先生が、たしか部活動では二つのライフを守る必要があるというお話をされていたと思います。うろ覚えな部分もあるのですが、一つは生徒の命です。極端なところでは体罰とか、子供が苦になって自殺するという事件も部活動関連でも起こっていますので、そのようなことは起こしてはならないという話。もう一つのライフは生活という意味で、これは教員のワークライフバランスの話だと思います。
- そういった話も踏まえながら申し上げますと、やはり一つは当然ですけれども安全上の責任という話ですね。先ほど申し上げたようになれば、完全に地域移行したような形や新たに生まれた場合も含めて、ほとんど地域主体でやっているといる場合に学校が安全上の責任も持つのかどうかというところです。例えば、今も小学校ではスポーツでも文化活動でも、部活動ではなくて地域主体でやられているいろいろな活動があると思いますが、ほとんど学校はノータッチのところも多いのではないかなと思うのですね。ですから、安全上の責任の部分を含めて、バリエーションごとにどうなるのかというのは、もう少し考えなければいけないと思います。それが一つ目の責任です。
- もう一つは、安全上の責任にも関係するのですけれども、ずっと今まで強調しているように、子供たちの負担や健康面です。いくら地域移行したからといって、あまり過度に子供の負担になってもいけないと思います。これも先ほどのバリエーションによって、例えば学校がモニタリングをしていくべきなのか、地域にお願いするときに注意をする程度で済むのかというのは結構違ってくるのではないかなと思います。
- 三つ目の責任というか役割としては、教育上の配慮ということがあるのかなと思っております。先ほどの子供の健康負担も含まれる話かもしれませんが、文化・芸術の教育上の意義や効果を上げていくという意味で学校が関与するのか、そこまで責任と言うのかどうか。これはまた議論があるかなと思います。そんなところも含めて、よく考えないといけないかなと思いました。以上です。

【佐野委員長】

- 具体的な観点を示していただき、ありがとうございました。ただ、多様なモデルがいろいろと言っても、百何通りもあったら、ではどれとどれを組み合わせ、この場合はこうなったみたいなのが入り込んでいくのがすごく難しいかなと逆に思ってしまうし、先生方がそれを考えるだけで負担が増えそうな気がします。どうぞ。

【大坪委員】

- 移行期間も含めて、部活動の地域移行と、民間企業も入りこんだ地域文化倶楽部の事業創設というように、多様性を持って徐々に移行していくというのはもちろん私も

賛成です。

- その中で、やはり地域行政の関与というのはかなり明確に出しておいたほうが良いのではないかと思います。妹尾委員からありましたように、安全等も含めると、今までの学校部活は先生たちが嫌々ながらも先生としてやっていたものですから、ある程度の質保証がなされていた。それが今回、地域に移管する、あるいは民間業者へとなくなってくると、一定の質を担保するという意味でも、地域行政の関与は明確に出しておいたほうが良いと思っております。
- それからもう一つは、地域への移管は、段階的な途中の段階であって、いつまでも地域の人のボランティアに頼り切る状態はあまり永続性がないと思っております。もちろん地域の方が関わることによって、その地域の文化活動が盛んになるということももちろんあり得るのですけれども、ただいつまでもそのボランティアに頼り切って良いのかという疑問は持っております。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。先ほどの文化庁からの話では、モデル事業ではそういう人件費も予算申請行えるみたいなのですが、確かにボランティアではなかなか継続的にはならないと思います。
- 今、もう 2.1、2.2、2.3 と関連した議論になっていますので、どの論点でも結構ですから御意見頂けますか。どうぞ、内藤先生。

【内藤委員】

- 2.1～3 ですが、私も先生方と同じように地域と学校とが一緒になって移行期間というのは賛成です。部活動は学校教育の一環と言っていますけれども、土日まで学校教育の一環というのは、やはり先生方の負担増を含めて問題だと思います。土日の部分について、学校と同じように地域行政、地域の文化行政がどのくらい入ってくるかというのが一番大事だと思います。ですから、当面は学校と地域の行政機関がともに歩み寄る形で、土日の部活動の体制をつくっていくことが必要ではないかなと思っています。
- それから、学校でやる部活動は授業だけではない生徒の全人格的などいいますか、生徒指導を含めた観点から先生方は学校の部活動を指導すると思います。土日の活動を教育の一環と考えるならば、地域行政の方々も地域から入ってくる方々も、地域で生徒を育てるという発想がないとまずいのではないかなと思います。単なる生徒の技術向上や文化に触れさせるというだけではなくて、学校が生徒を育てる場であるならば、土日の地域での部活動も、地域で生徒を育てるという発想をきちんと持っておかないといけない。単に技術指導に流れてしまったりか、上の目標だけ求めてしまうということになりがちですので、生徒を見守る、生徒を育てるという発想をきちんと持った上で、モデルケースから徐々にどういう方法がいいのかというのをつくり上げていくというのが大事ではないかなと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。ほかに大丈夫でしょうか。どうぞ。

【長沼委員】

- よろしいでしょうか。先ほど 2.1 だけ述べたので、2.2 と 2.3 についても述べさせていただきます。私も意見は同じです。やはり社会教育部門の行政がしっかり絡んでいただいて、ある種責任を持って当たっていただきたいと思います。
- 前回話題になった指導者たコーディネーターの質の担保ということとも関係してきます。とりわけ指導者は今お話があったように、安全管理もそうですし、それから成長、発達を促す、いじめがあってはいけないとか、集団の中で子供たちの発達段階に応じた指導もしなくてははいけません。単なる技術指導だけではないということを見ると、一定の質の担保が必要だと思えます。そのためには、やはり教育行政の社会教育部門がしっかり絡んでいくということが必要だと思えます。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。では、そろそろ項目 2 から 3 へ移ってもよろしいでしょうか。両者はかなり関連している項目ではあります。では事務局、お願いいたします。

【事務局】

- ありがとうございます。それでは 3 ポツ、「安定性・継続性の確保」の論点です。先ほど大坪委員からも御発言がありましたが、地域での活動というのは継続性、安定性に欠けるケースというのがあります。中学校というのは 3 年間ですので、1 年間だけ文化体験を提供し、それでおしまいということでは不十分となります。これが、この論点で議論したい内容です。
- 一般的に地域での文化活動は、単年度の補助金、助成金、場合によっては実質的に予算消化できるのは半年程度というケースも多く見られるかと思えます。そうした補助金や助成金を主な財源としている場合、この場合にはその活動の安定性、継続性というものが確保されません。
- 事例調査において、継続性を確保するため企業に支援を求めたいという声もありました。この場合には企業の利益追求とのバランスを取る必要があるかと思えます。
- また、保護者や地域の任意団体が運営主体になる場合、法人化されていないケースもあります。法人化されていない組織や団体、が活動主体となる場合に、どのように責任体制を取れば良いのかというところも重要な点かと思えます。
- 3 ポツではこのようなことをご議論いただければと思います。質疑をお願いいたします。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。今の御説明を受けて先生方、御意見をお願いいたします。

【富士道委員】

- 最低でも中学校 3 年にわたる実施云々というのが記載されている点に関して、確かに中学校は 3 年間ですが、場合によってはもっと力を伸ばしたい、もしくは大変のめり込んで中学校卒業後も高校や、さらに上級学校を含めて文化活動を継続していく子どももいると思います。そうなりますと、本当に 1、2、3 年ではなく、相当長いスパンでの継続性が求められるというふうに思います。今出ている財源、そして何よ

りもやはり人ですね。いかに継続して組織なり団体を維持できるかどうか。これは大変難しいのですが、ぜひこれは子供のためにも継続性は強調しておくべきと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【大坪委員】

- 財源確保は非常に難しいです。例えば私が現在勤めております、武蔵野美術大学はかなり社会活動を盛んにやっております。しかも学生主体で小学生の招集等をやっているというのを一つ学校の特色にしております。それは完全に大学の社会貢献であって、収益等は全く関係なくやっているわけです。
- これを、今お話にあったように永続性を持って何年も活動を続ける、しかも一定程度のレベルを確保しろとなれば、やはり大学が活動に参加するとしても、私立大学としては一定程度の収入源という見方をしていけないと、武蔵野美術大学美術クラブというような継続的な組織をつくり上げるのは難しいと思っています。
- ですから、片方で全ての子供たちに文化活動が担保できるような広がりを持たせると同時に、永続性を考えるとある程度営利活動に近い位置付けのところも将来あり得るというところは示す必要があるのではないのでしょうか。恐らく最終的にある程度の企業に参入していただかないと、うまくいかないのではないかと考えております。
- 発進させるための起爆剤として、それこそお話にありましたように一般財源からでも結構ですが、一定程度の財政支援が必要になってくると思っています。それを起爆剤にして、いろいろな企業が文化活動に振り向いてくれる地盤をつくる必要があります。財政について、もう少し明確な何か指針を出せばなど思っているのですが、私の中でもうまく整理されておられません。実際、大学としてこの事業で何かやっごらんと言われても、単なる社会貢献の一環というだけの位置付けにしかないと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- 貴重な問題提起ありがとうございます。今の大坪先生の御意見に対しまして事務局はどうでしょうか、事務局。

【事務局】

- ありがとうございます。大坪委員のご指摘のとおり、営利的な民間事業者によるモデルも想定しております。今後追加で事例調査を予定しておりますが、いわゆる CSR 的な活動で行うか、事業として行うかの違いも重要となってくると考えています。委員が挙げられた武蔵野美術大学の事例とも近いものですが、CSR 的にやるのであれば営利を目的としなくても成立しますが、CSR の方針が変わればそこで終了してしまいます。ですので、営利活動の中で地域の文化活動をどのように成立させるかについては、今後の事例調査で確認してまいります。報告書の中でも議論予定です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。地域格差とか学校間の格差みたいなのが、逆に大きくなってしまふような気もしないではないですね。ほかにいかがでしょうか。長沼先生、どうぞ。

【長沼委員】

- 企業の支援を受ける場合はおっしゃるとおりだと思いますし、CSR と絡めるという形での趣旨としてやるというのはいいと思います。あとは NPO 法人、あるいは一般社団法人を目指す等、任意団体ではなくて何らかの方法で信頼性がある形に持っていくということが必要だと思います。
- 例えば NPO 法人になると行政からの助成金、あるいは企業からの助成金は受けやすくなるんですね。それは信頼性が担保されているからなのです。そのためには会費制や定款をきちんと整備するという、しっかりした組織をつくっていく必要があると思います。まず任意団体で始めても、こういう方向を目指しませんか。掛川の地域部活が一つの例ですけれども、それでもお金集めが難しいと代表の斉藤さんはおっしゃっていましたけれどもね。まずはそういう形で信頼性のある組織を目指すということを報告書に書き込んでいくということは必要なのかもしれません。以上です。

【佐野委員長】

- 貴重な御意見、ありがとうございます。他にありますでしょうか。

【揚石委員】

- 資金については、下北ジュニアウインドオーケストラですとか、半田市や鹿児島等、幾つか独自にブラスバンドをやっているところは、やはり資金繰りが物すごく大変です。いろいろな関係者に、中心になっている運営団体の人たちが一生懸命掛け合っていて、お金を集めて運営しているわけです。
- それはそれで成り立つとは思いますが、今話している話っているのは全国の学校ですよ。各地域一つ、二つやりましょうという話ではなくて、全部の学校で子供たちに文化体験を提供していきましょうという話をしているのに、企業を頼りましょうというのはあり得ないと私は思います。それはもう行政でないと言にならないような気がします。地域の皆さんで支えましょうといっても、規模が違い過ぎるような気がするんです。私たちも今、地域で支えているものを幾つかやっていますけれども、それは少ない数だからできるのであって、たくさんになるという話は次元が違うような気がします。

【佐野委員長】

- 現実をよく見ていらっしゃる、ご経験からのご意見ありがとうございます。地域によって、あるいは学校によって格差が出てしまふし、企業だってどこにでもあるわけでもない。ただし、そういう受け皿の組織づくりみたいなものも地道に進めていくことによって、それがいい波及効果を生めばいいですね。いきなり全国展開というのは、そう一足飛びにはいけません。何らかのモデルをつくっていきこうということで、話し合っているんだろうと思います。ただ、お金の問題は、いつまでたってもこれは議

論が尽きないところだと思いますけれど。では次の、安全・責任体制の構築のほうに議論を移しましょうか。

●

【妹尾委員】

- 継続性の観点だとか、少し戻りますけれども、行政の関与に関係して3点ほど申し上げたいと思います。
- 1点目はお金の話です。もちろん行政からの支援や補助はあったほうがいいに越したことはないです。けれど、それにあまり期待すると、やはり財政力の格差だとか地域間格差ということにはなってくると思いますし、文化庁もいつまでもお金が出せるのかという話になると思いますので、悩ましいです。やはり利用者負担、受益者負担というのを求めていかざるを得ないと思います。いろいろな習い事だと当然、利用者負担になっているわけですから。
- とはいえ、今度は家庭間格差という話になってくるわけで。特に、貧困家庭ほど文化芸術の活動に触れる機会が少ないというのは、大きな問題です。裾野を広げていけないというところも、大きな問題だと思います。これは文化庁だけの宿題ではなくて、文科省を含めての宿題だと思いますが、地域移行をスポーツでも文化でもしていくときに、利用者負担の軽減に向けて、例えば生活保護とか就学援助の世帯には一定の国からの支援等の仕組みの話をしなないといけないと思います。そうでないと全国で実現するというところには行きづらいのかなという気はするので、かなり大きな話になるかもしれませんけれど検討していったほうがいいのかという意見は申し上げたいです。
- 2点目は、複数年にわたる継続した活動の話になります。恐らく文化施設は既に指定管理者制度を適用しているところが多くて、複数年で契約されたりとか、債務負担行為や自治体のいろいろな制度を使ってやっていると思います。基本はそういうのに似たようなスキームや仕組みができると、別に単年度ごとでなくても必ずしもいいのかなと思っています。もちろん指定管理とかPFIについても、いろいろな問題もあると思いますけれども、そういった部分も研究したり、参照しながら今回の文化活動でもどうなのかなと考えられるのではないのでしょうか。比較的近い領域を参考にできるのかなというのが2点目です。
- 3点目は、行政の関与について、多分幾つかのステップで行政の関与が必要になってくると思います。一つは選定という過程で、どういう運営主体を選ぶのか、二つ目が契約の観点、三つ目は指導者向けの研修というプロセス、四つ目は評価、モニタリングという部分だと思います。そういったおのおのの部分で、多分個々の学校がやるとまた教頭とかが忙しくなり過ぎると思うので、市役所なり教育委員会のほうで、選定だとか契約、研修、モニタリングというのは一定追わないと、学校にお願いするのはきついと思っています。そういったことも検討課題に入れてほしいです。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。どんどん社会教育とか文化振興所管部署、教育委員会の仕事も増えるというか、責任が大きくなってしまう。学校にはありがたい部分があるか

もしれないけれども、地域にはかなり負担が多くなるような感じもします。

- 次の、「安全・責任体制の構築」に移りたいと思います。事務局、よろしくお願ひします。

【事務局】

- ありがとうございます。それでは「安全・責任体制の構築」の論点です。主な活動場所が学校外となった場合、これは学校が主導する部活動であったとしても関係する論点です。合同部活動のように別の学校と合同でやるというようなケースでもこの論点が問題となるためです。生徒が日頃所属する学校内の環境とは異なる場所で活動するため、安全や責任の課題が生じる可能性があります。例えば活動場所までの交通や、施設・設備の安全の問題が想定されます。また、治安の問題もあるかと思ひます。
- また、学校外で活動する場合や教員以外の方が関与されるモデルの場合、生徒が安心して活動することができる環境を構築することが非常に重要かと思ひます。そうした環境をどのように構築すべきかというところを、この検討会議として、最低限留意すべき点をまとめておくべきかと思ひます。
- また、活動の中でトラブルが生じた場合に、誰が責任を取るのかということ、明確にしておかなければいけないということも論点となります。
- こうした問題意識の下に、四角の中で論点をまとめさせていただきました。それぞれの御知見から論点を挙げていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【佐野委員長】

- 今の説明を受けて委員の先生方、いかがでしょうか。

【富士道委員】

- このような安全・責任、特に安全というのは生徒が被害にあうというようなことは当然なんです、実際の学校の現場では、生徒が加害者になってしまう場合もあるんですね。私の経験ですと、例えばソフトボールの部活が試合をやっている、ボールを打ったらフェンスを越えて隣の駐車場にとめてあった車のボディをへこませたというのがあったんですね。それは誰がお金を払うんですかという話です。いろいろな折衝をして、最終的には教育委員会からお金を出していただきましたけれども、それで翌年からは保護者から保険料を集めまして、結局部活として保険に入りました。です、子どもが被害者、また逆に加害者になっても、きちんとフォローしてあげられる保険は必要になってくるんだろうと思ひます。
- 特に外に行っているいろいろな活動を行うということになりますと、いろいろなことが起きます。そういう意味で、責任というよりは子供にとっての保険、保護者にとっても安心して活動ができる、そういう環境が、安全・責任体制という意味では必要なポイントかなと思ひます。【佐野委員長】
- ありがとうございます。管理職経験者としての貴重な御意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【大坪委員】

- 全国規模でと考えると今、日本全国の中学校は約 1 万校であるという数があります。その 1 万校の生徒たちに、何らかの文化活動を保障していくという議論の中では、学校からの移行により拠点は少なくなるだろうと。学校ごとに行われていたものが地域に移管する、あるいは地域クラブに移管することになれば、その数は 1 万というような数にはなかなか行かないだろうと思います。また子供たちが活動に参加するために移動する時間、距離も長くなっていくでしょう。
- それから、安全はもちろん必要なんですけれども、トラブル等のことを考えますと、移行期間的に学校と地域、あるいはその地域クラブとの微妙なバランスの中で成立するときには、学校の中の責任が線引きしづらいところがあります。将来的に学校から完全に地域に移管された場合に重要なのは、複数責任体制ですよ。今の学校の部活動というのは、正顧問がいて副顧問がいるというパターンが圧倒的に多いと思います。熱心な正顧問の管理下にあるという形になっていて、場合によってやトラブルが起きたり、トラブルが起きたときに先生一人に責任がかかるという形があるわけです。その点では、地域単位での部活動では、責任体制を指導者複数制、あるいは指導者を管理する人たちの複数制、複数人数にする形にしたほうが安全であると思います。結果的に一つの組織が大きくなるとなかなかうまくいかないのではないかもしれません。だから、安全面から見ても、ある一定程度の規模を持った部活、クラブというような形にしていく必要があるだろうと考えています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。そういう組織、チームとして子供たちを守っていく環境をつくる。そのためにはある程度の規模感が必要であるというのが今の長沼先生の意見だろうと思います。ほかにいかがでしょうか。

【長沼委員】

- 今でも学校の部活動で起こっていることとして、特に地方のほうの学校の運動部にありがちなのですが、土日の試合の引率、あるいは地域の文化活動で活動場所に行くということが今後、増えます。そうすると保護者が自分の子供を車で迎えに行くならいいのですが、ほかのお子さんを当番で車に乗せていくとなっているんですね。それで、事故を起こしてしまったという報道もありました。もちろん保険には入っているんでしょうけれども、トラブルの種になります。地域活動がより一層展開したときには、送迎の問題が起きてくる。特に首都圏ではなく、地方の場合です。これもしっかりと明確に各団体がやるということを書きこんでおいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。過疎の地域に行くと、村のバスで二十数キロ、毎日学校に通っているというような地域もありますから、地域の拠点の文化クラブに通うようになったときには大変だろうと思います。またワゴン車とか大きな車を持っていると、吹奏楽等で楽器を運ばされたりしますからね。今の部活動の教員もそうだと思いますし、

これはいろいろな観点が出てくると思います。

【長沼委員】

おっしゃるとおりで、先生がワゴン車を持っていて、そのために車の免許を取り直してやっているという先生もいらっしゃるぐらいです。だから、部活動の仕組みは今まで学校の先生にすべてを頼ってきたという話の裏返しですよ。【揚石委員】

- 移動の観点は非常に重要だと思います。対面でやるというのは難しい面はいっぱいあるわけです。だから各所から集まるのは1カ月に1回だけにしましょうとか、指導者はICT化を進めて遠隔でやるとか、何か全然違う形にしないといけないと思います。

【佐野委員長】

- もちろん、ICT活用も既にモデル拠点校には構想があると思います。ほかにいかがでしょうか。

【妹尾委員】

- 安全・責任体制の構築について、挙げ出すといろいろなリスクはあると思います。でも、今回は文化活動なので、恐らく一般的には運動部に比べると幾分検討しやすいだろうと思います。ただ、運動部でも文化部でも怖いのは性的な被害だとか、部活動を通じて権力関係が生じることですよね。例えば大会に出さないぞとか何かそういう脅しがあったりとか、何かちょっと密室になったりとか。そういう部分は、学校でも地域でも気にしないといけないでしょう。けれども、一たびそういう事件が起こると、途端に地域移行がしぼんでしまう可能性もあるので、未然に防ぐようにしないといけないと思いますし、そんな万能な策もなくて悩ましいです。
- あともう一つややこしいのは、いじめの問題とか仲間外れの問題です。別に文化部に特有の問題ではないですけども、同調圧力も高い中で陰湿ないじめとかも起こっています。地域移行後に問題があったときに、学校も本当にノータッチでいいのかどうかと言われると結構微妙な部分があると思っています。例えばですけども、家庭で携帯でやり取りをしていて何かのいじめがありましたというときに、やはり学校も指導に入ったりするんですね。これは良しあし両方の議論があり、学校の責任外の領域だけれども、やはりいじめとか子供の命というのは非常に深刻なので、学校も一定の関与をします。地域移行をした後もいじめ問題とかいじめ防止対策推進法に照らしてかなりグレーな部分を、学校の責任がどこまであるのか。と僕も答えを持っていないんですけども、何か非常に悩んでいます。

【佐野委員長】

- 今日の議論は、その問題に尽きているかもしれませんね。

【佐野委員長】

- では、5の「教員及び生徒の部活動負担軽減」のところから参りましょうか。

【事務局】

- ありがとうございます。教員と生徒の負担についての論点です。教員がどこまで関与するのか。学校外に出した場合は完全に教員は関与しないというのも十分可能性はあるかと思います。
- 一方で掛川市の地域部活動の事例では、運営主体の NPO 法人が学校長宛てに活動の内容を報告しています。それを学校がどのように活用されているのかまでは不明ですが、教育委員会が地域部活を部活動として認めている活動となっているので、このような連携を行っておられるということでした。このように、完全に関与しない場合には負担は全く増えないのですが、何らかの活動報告を受けたり、教員が定期的に管理を行うということが求められたりするのであれば、一定の負担が生じることになります。
- 不足している論点がないか、またこうするべきであるという御意見を頂ければと思います。
- また、5.2「生徒の部活動負担軽減」についてです。こちらは生徒の部活動負担についてです。
- 一方で、部活動に長時間熱心に打ち込みたいという生徒さんも当然おられます。そうした生徒さんがおられた場合に、生徒の負担増加をどのように考えるべきか、という論点があります。
- 二つの論点について御議論いただければと存じます。

【佐野委員長】

- それでは委員の先生方、いかがでしょうか。教員及び生徒の活動負担軽減の観点ですね。

【長沼委員】

- 長沼です。9月1日に文科省が発表した、休日の部活の地域移行について発表がされる前にプロジェクトチームにヒアリングのため呼ばれた際に、まず休日だけ部活動移行しましょうということになったときに、指導者が変わる点を指摘いたしました。両者の指導者が自分たちに都合のいいように本プランを解釈をして、「いやいや、学校の時間が減ったんだから平日はたくさんやりましょう」と学校の先生方が言う。休日活動の指導者は、「いやいや、私たちは学校と関係ないんだから地域部活動のほうでがんばりましょう」というように活動時間が増えたら、生徒の負担が増加してしまうということになります。この問題をどうするのかということは指摘はしておきました。
- ただ、それについて何か9月1日の発表で書き込まれたということがないので、少し気にはなっています。指導者に起因する問題が今後休日、平日問わず学校・地域で別々に行われた場合には起こる可能性があると思います。
- それからもう一つ、5.2「生徒の部活動負担軽減」の1行目、2行目について指摘したいです。が、ガイドラインについて、このような書きぶりだと教員だけでなく生徒の負担を緩和していく必要があるなっていますが、部活動ガイドラインでは運動部もそうですが、あくまでも生徒ファーストです。生徒の負担を減らしましょうとい

うことがメインで、教員のはあまり書き込まれていないですね。ですから、本資料の書きぶりでは主従が逆転してしまっている感じがするので、書きぶりを直していただきたいというのがガイドラインをつくった座長としての要望です。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。確かに「教員だけでなく」という書きぶりになっていますからね。この点は事務局、御検討ください。よろしくお願いします。

【事務局】

- はい。

【佐野委員長】

- 内藤先生、どうぞ。

【内藤委員】

- 5.1「教員の部活動負担軽減」についてですが、学校では生徒と先生の関係性構築が大事だと思います。「部活動指導を通じた生徒指導の重要性を教員から」と書いてありますが、それはそのとおりです。部活指導は生徒指導の一環だということもあり、授業を通して生徒と先生との関係の構築というのは、どの先生方もやと思います。土日に学校外部に行った場合にも同じように、生徒と教員でなくても、生徒と大人の信頼関係はやはり基本的に大事になってくると思います。
- 大事なのは、地域の活動に教員がどのように関与すべきかということだと思います。先ほども言いましたが、例えばいろいろな生徒がいるのでいじめを含めて様々なトラブルが出てくるかもしれないときに、ある程度学校教員と部活動を指導する人との間にある程度の情報共有がなされなければならないのではないかと思います。要するに生徒を知る、生徒を地域で育てていくといえますか、子供を見守るという視点で大事ではないかなと思います。人間と人間の関係構築から生徒を育てていくというのが大事だということです。
- 二つ目は、先ほども出てきましたけれども、生徒の部活動の負担軽減・健康留意については、部活動時間の制限が大事です。例えば丸1日ではなくて半日活动するとか。あとは交通の面で、移動には時間がかかること、それから治安の問題もありますので、やはり時間の制限というのはどこかにきちんと書いておく必要があるのではないかなと思います。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。富士道先生、どうぞ。

【富士道委員】

- 今お話があった、指導者と教員がお互いに生徒の情報の共有をする、連携をするというのも大変必要だと思います。ただ現場で難しいのは、いわゆるプライバシーといえますか、守秘義務があったり、特に保護者に了承をいただかないで子供の情報を流すことが後になって大変になることがあります。学校の中だけで終結するならいいのですが。地域部活動や合同部活等、活動の場が広がれば広がるほど連携を図ったり子

供を知る・把握する、そして指導に生かすことは正論なのですが、今申し上げているような課題をどう調整していくか、整合性を図っていくかというのが大変重要な問題です。子どもの情報がどんどん流れていったらこれはもう誰も活動に入らない。保護者から大変なクレームが来る。そういうようなことを踏まえることも重要なことと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。確かに本質的に重要であっても、現実的にはかなり厳しいことというのはありますから。しかも、また教員も忙しくなりそうですしね、軽減に全然ならないかもしれないので。丁寧に子供をケアをして見守っていくというのは大原則であることは間違いないと思いますが、その方策はいろいろなレベルで考えていかないといけないかなとは思っております。ほかにいかがでしょうか。

【大坪委員】

- 部活動には関係なく、現在、公立中学校や小学校を中心に、例えば長期夏期休暇に入る前に地域懇談会のようなものがよく行われています。地域のいろいろな民生委員の方や児童相談所の方が入って行われるのですが、結論としまして学校への要望を言い合う場所になってしまっているわけです。先ほどの掛川市のような、報告書が来るよりももう少し進んだ、年に2回程度、地域部活をやっている人たち、学校関係者、行政の方が集まって地域の子供たちと一緒に見守っていく視点を醸成するような懇談会が必要だと思います。これはある程度入れておいたほうが良いと思っています。ですね。
- それともう一つは、生徒負担に関しまして、平成26年に高校1年生2,000人に対して文科省がやった生活実態調査みたいなものがあるわけです。それを見ても、たしか3割程度が文化部、6割か5割ちょっとくらいがスポーツ関係の部活に所属しており、部活動をやっていない子が20数%いるわけです。中学生のデータは見たことないのですが、もう少し入っているんだろうと思います。ただし、その部活にかけている時間は本当にまちまちなんです。学校ごと、部活ごとによって、それぞれ活動が行われている時間数はまちまちで、その中でかなり特化しているところが長時間やり過ぎているとか、かなり成果主義になっているとかという問題を引き起こしているのです。部活動のかなりの部分は、本当に1時間活動していますとか、週3回だけですよというところも実際あるわけです。そのような実態を踏まえても、地域移管するときには何かエリート養成のような形に偏っていく動きが起きてくることを防ぐためにも、懇談会というようなものが必要だと思います。学校の視点も入ってくるだろうし、地域の部活動でこういうふう子供を育てたいという希望もあるだろうし、親の希望もあるでしょう。行政の内部かどうか分かりませんが、そこを調整する機関が必要になってくると思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。もしかしたら子供も学校で見せている顔と異なる成長をした部分が地域で見えるかもしれない。発達的な視点も含めて、あるいは教育的な視

点も含めて情報交換、情報交流できる場をつくるということはこの文化倶楽部には不可欠かもしれませんね。ありがとうございます。あとほかに先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

【妹尾委員】

- 教員の負担軽減については、言いだすといろいろあると思いますけれども、思いついてところで三つほど申し上げたいと思います。一つは、地域移行が段階的にせよ一気にせよ、移行に伴う大変さはどうするかなというのがあると思います。例えば近い話でいうと、今でも外部指導者とか部活動指導員を導入している学校は少しずつは増えていますが、教頭先生がさらに忙しくなっているという話はよく聞くんですよ。いろいろな報告書を出したり、勤務体系が違う方がいろいろ来たりとかいうことで。個別の論点になるかもしれませんが、管理職だとか教頭の負担軽減も考えていけないといけないと思います。さっき行政の関与という話はしましたけれど、行政、教育委員会等がどう関わるかという部分もあるかなと思います。教育委員会もすごく忙しいんですけどね。悩ましいところだろうなとは思いますが。
- 二つ目は、トラブルのときの対応をどうするかという問題です。いじめや体罰の問題や、あとよく言われるのが学校と地域の指導者同士の指導観の違い、指導者同士が揉めてしまうという話もあつたりします。そういったいろいろなトラブルが一たび起こると、非常に時間的にも精神的にも疲弊すると思うので、特効薬がある世界ではないですが、なるべくトラブルを未然に防ぐ施策や工夫、早期発見する方法や、あるいはよく言われるようにチームで対応していけるようにすることが大事だと思います。、地域移行した後も特定の学校教員だけで対応すると大変になったり、その人が疲弊したりするので、よくよく体制面とかやり方は考えていけないかなと思います。
- それから三つ目として、地域移行もいろいろなパターンがあつて、先生方が引き続き地域の指導員として自ら指導に当たるというケースもありますよね。文科省のプランでもそういうことが想定されています。地域の指導員として関わる場合も引き続き、ぶっちゃけて言うと過労死リスクが高まらないかというのを心配しています。学校の部活動としてだと、学校の業務ということなので管理対象に該当すると思います。けれども、地域移行した途端に管理から外れてしまう。細かく言うと、在校等時間の管理から外れるということに多分なると思うので、先生方が実質土日を返上してくたびれていても、もし例えば本人は生き生きやっていたとしたら誰も気付かないというか、誰も分からないまま大変な事態になるという可能性があります。これをどうするかということも考えないといけないかなと思います。いずれの課題も特効薬はないですけども、この三つぐらいは少なくともよくよく考えてねというトーンにはしておかないといけないかなというのが、教員の負担軽減の話です。
- それから生徒の負担軽減についてもたくさんいろいろあると思いますけれども、申し上げているように、誰が責任を持って子供たちの負担をモニタリングするのかということは、いろいろなグラデーションであるかなというのが一つです。
- もう一つは、何かトラブルやしんどいところがあつたときに、子供たちが相談する先

はどうなのかなという問題があります。例えばほぼ完全に地域移行した場合、普通相談しやすい相手である保護者や学校の先生が相談先になるかと思います。でも学校の先生からすると、相談されてもほとんど地域に移行してしまっているから自分としては伝えるぐらいしかできないよ、みたいな感じかもしれないし、場合によってはあまり先生が力になってくれないような学校もあるかもしれません。そういったときに子供を救う手立てをどうするかということは考えないといけないし、第三者的なものか教育委員会等で相談窓口を設けるのかどうかとか等、そういうことも含めて悩ましいなと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。地域部活動の指導をやりたい教員はいらっしゃると思いますよ。もう自ら手を挙げて。部活命の先生は少なくはないので、何か対策は考えないといけないですね。土日の活動を兼務することで幾ばくかの活動の手当は出ると思いますし。アルバイトのつもりでやる人はいないと思いますけれど、本当に信念としてやりたい、部活動指導をやりたくて教員になっている先生もいないことはないのです。でも、土日勤めたからといって月～金までの中でちょっと楽できるというわけにもいかないと思いますし、それは本末転倒になっていまいますので大変難しい問題だと思います。岡田先生、どうぞ。

【岡田委員】

- 負担軽減が教員と生徒の話になっていきますけれども、田舎のほうに行くと結構保護者が週末に出てきて野球の監督するような例はいっぱいあります。地域移行により教員や生徒の負担が変わるということを議論をしていますけれども、保護者や地域の人たちの負担というのは考えなくていいのでしょうか。

【佐野委員長】

- 確かに。でも、ものすごく好きでやっているんですよね。もう生きがいみたいな……

【岡田委員】

- いや、そういう人ばかりではないという話はいっぱい聞いています。

【佐野委員長】

- ただ指導者の人材が都市部のような形で回っていかなければ、やはり地域の方々への負担も増えてしまうだろうと思います。行政も何か新しいポストでもつづらない限り、なかなか負担増になってしまい負担軽減につながらないかもしれません。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【長沼委員】

- 現状でも部活動はかなり肥大化して、それぞれの負担が増えてきたというのがこの50年の歴史なんですね。なぜかという教育課程外だからです。教育課程内だと文科省が縛りをかけられて時間数も設定できるわけですが、それがないためにもうどんどん自由にやってきたという歴史があります。今度は、もし地域に部活動が出たときに、やり方を間違えるとかなり縛りがかからない可能性もあります。ですから、ず

つと教育委員会の社会教育部門の関与は必要だと言っているのですけれども。今の保護者の負担の問題ももちろんそうです。

- と考えると、私はここに書かれているように、文化部のガイドラインに準ずるような形で考えてくださいというようなことは、文化庁として言ってもいいのではないかと思います。言うだけは言っておかないと、もう本当に自由になってしまいますから。それこそ企業がいっぱい入ってきて受益者負担だけの世界になってしまったら、家庭の負担に依存してしまうことになる等いろいろやっかいなので、何らか教育委員会が関わる仕組みは残しておいたほうがいい気がします。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。確かに何かもう派手にやっちゃって、ぶち上げて、その成果がイベントとしてあこがれのようになってしまうと、本来の地域移行の意味が違ってくるような気がいたします。文化庁としては今の長沼先生の御意見に対していかがでしょうか。

【文化庁・根来室長】

- 長沼先生、ありがとうございます。今、先生がおっしゃったのは、地域部活動について文化部ガイドラインに準じたほうが良いというお話だと思うのですが、それは負担軽減の観点で活動時間や休養日についてという観点での御指摘でございましょうか。

【長沼委員】

- 主にはそうです。

【文化庁・根来室長】

- 承知しました。

【長沼委員】

- それからあと大会、コンクールの在り方もそうですね。

【文化庁・根来室長】

- ありがとうございます。それにつきましても、ぜひ今回の有識者会議の報告書の中に地域に移行したときに地域部活をやる際の留意事項、望ましい方向性をぜひ盛り込んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。せっかく部活動ガイドラインで画工部活における生徒の心身バランスという観点を打ち出したので。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。では御検討よろしく願いいたします。そのほかにいかがでしょうか。特段ほかに御意見がないようでしたら、次の6の論点に参りましょうか。事務局、お願いします。

【事務局】

- ありがとうございます。それでは、6.「活動経費の負担の在り方、確保の方策」とい

う論点です。部活動というのは、学校内で行っているためにコストパフォーマンスが良く、安価な経費で行うことができます。しかしながら地域単位で部活動を行う場合、個々の参加者に活動の内容に見合った活動経費負担が発生する可能性があります。その結果として、家庭の経済環境が、各生徒が体験する文化活動の体験度合いの違いに、これまで以上に深刻な影響を与える可能性があります。

- 論点の中の黒丸の一つ目、参加者負担が最も現実的だと考えられますが、どの程度の負担が適切かということ、個人の習い事との対比で記載しました。また、当然ながら経費は活動の内容やレベルと関係が深いものです。そのため、例えばプロフェッショナル育成を学校の中の従来の部活動と同じ価格でやるというのはあまり現実的ではないかと思われます。地域単位の文化活動として、どのような活動が適切かを、例を挙げて記載しました。
- その他、二つ目の黒ポツですが、家庭の経済環境の違いが、不適切な格差につながるような地域単位の文化部活動の在り方とはどのようなものか。同じ地域の中だけではなく、地域間格差という課題も論点となるかもしれません。提言や、今後実施すべき施策などありましたら、御意見頂ければと存じます。

【佐野委員長】

- では先生方、どうぞ御自由によろしく願いいたします。どうぞ。

【富士道委員】

- 富士道です。今の説明の中で、枠の中の黒ポツの一つ目の矢じりの一つ目にある、個人の習い事との境界線を示すべきではないかという点について、趣旨はよく分かるのですが、いわゆる個人の習い事との境界線というのは具体的に示すことができるのでしょうか。今のお話ですと、例えば1レッスン1万円という金額が出ましたけれども、金額なのか時間なのか、そこからどこまで到達させ得るのかというふうな目標値もあると思うのですが、この辺の個人の習い事との境界線というのは果たしてどこまでのイメージで示すことができるのかどうかをお聞きしたいです。

【佐野委員長】

- これはどういう意味で書かかれているのでしょうか。どうぞ。

【事務局】

- ありがとうございます。まず、金額の線引きをする必要はないと考えています。
- 地域移行をしたときにどんな活動となるのか、イメージを示すために記載しました。

【佐野委員長】

- この部分は削除したほうがいいのかではないですか。個人の習い事という部分はいらぬような気がします。富士道委員、どうぞ。

【富士道委員】

- 難しいのは、保護者からすると、いわゆるこういう地域文化部活動を通して安く個人の習い事ができるという発想になってしまいますよね。個別で習うよりは、いい機会が来ましたと。では、それは個人の習い事なのかどうかというのは、誰がどこで線を

引くのかというのはなかなか難しいんだろうなと思います。その人、個人にとって習い事として地域部活動をやっているのかどうか分かりませんが、客観的に区別することは非常に難しいのではないかと思います。

【佐野委員長】

- そう思います。しかも個人の習い事でもレッスン代もピンキリですから、簡単に個人の習い事と区別できないと思います。こういう部活動からもしかしたら個人的に興味・関心が強くなって、個人の習い事に発展する場合はいいと思いますけれども、最初からこの書きぶりは私もいらぬような気がしますけれども。事務局、どうですか。

【事務局】

- ありがとうございます。そのようにいたします。

【佐野委員長】

- どのようなケースが適切かを示すべきではないかという提案ですが、かえって分かりにくくなってしまいますので。

【事務局】

- そうですね。ありがとうございます。

【佐野委員長】

- そうしましょう。ほかに御意見ございますでしょうか。どうぞ。

【妹尾委員】

- さっきの習い事との関係は、前も気になって発言しました。多分、地域文化倶楽部とはという話のときに、個人の習い事との境界線がかなり曖昧ではあるみたいな話をしたかと思います。地域移行とは、とか、地域文化倶楽部とはのような話のときに個人の長い毎を扱うかというのは、かなり表現が難しいですが考えていかないといけないかなと思います。
- 少なくとも言えるのは、個人の習い事とかプライベートな活動だと、学校は実質ノータッチだと思います。対して、部活動の一つとしての地域文化倶楽部であれば、多分今の部活動ほどではないものの、学校の責任関与は残る形だと思います。そのぐらいでしか整理はできないのかもしれませんが、少し気になっています。
- それから経済的な負担の話ですが、別に今に始まった話ではなく、部活動でもレッスン料はそんなにかからないかもしれませんが、楽器の代金や遠征費等を含めて実質経済的な負担は当然かかっています。あるいは既に地域移行が意味されている、就学前だや小学校段階での習い事等は、お金がある程度かかる、あるいは子供にお金をかけてもいいという家庭でしかいろいろな習い事はできないという歴然とした格差はあります。中学校、高校、あるいは小学校の合唱部等も一部そうかもしれませんが、部活動が地域移行したときに、格差がまた広がってしまう部分をどう捉えるのか。今までもあるのだから仕方がないよね、というのも一つの社会的な選択かもしれないし、これ以上広がるのはどうなのというのもある。ここは政治の世界なのか、各地方自治体でどう考えるのかということ次第かもしれませんが、そこ

をどう捉えるのかなというのが、考えておかないと。理想論から言えば、先ほど申し上げたように、例えば就学援助の制度の中にもっと入れるのかどうかとかいろいろあるかとは思いますが。とはいえ、あまりお金をかけろかけろとばかりも言えるのかなというのもあるって、いろいろな考え方ができるんだろうなと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【長沼委員】

- 長沼です。今の話とも関連しますけれども、二つ目の黒ポツについてお話しします。この間スポーツ庁の方が教えてくれたのですが、総合型地域スポーツクラブの中には要支援の生徒に配慮をしているというところがあるらしいです。ということは、推測ですけど、恐らく例えば会費を免除しているとか、月謝を免除しているとかのやり方をしているのではないかと思います。そのような何らかの形で例示をすることはあってもいいと思います。なかなか難しいですが、できるだけ私も妹尾委員と同じように格差が生まれないような仕組みにしていくこともありだと思えます。
- そう考えるとずっと言ってきたように、教育委員会の社会教育部門がしっかり関わるということがここでも有効です。また今度は運営主体のほうにお金がないといけないので、今日の話は全部結び付いてくるんですね。お金の確保も大事なことなので。何を取るかなかなか難しいのですが、やはり妹尾委員と同じように、なるべく格差ができないような仕組みというのは担保すべきだと思っています。以上です。

【佐野委員長】

- やはり公的な文化庁が旗を振る事業で不公平感が増すということはある得ないと思います。当然ある程度の不公平感が出てきますけれども、できるだけ格差を押さえるような政策として打ち出していないと意味がないと思います。

【大坪委員】

- 先ほどの個人の習い事を文言から外すというのは、私も当然だと思っています。今回はあくまでも文化芸術振興基本法に乗っかって、地域で文化を楽しみ、文化を発展させていく人を育てるという大きな枠の中でできていることです。今の時点であまりこの言葉を使いたくないのですが、認定団体のようなものが幾つか地域にできて、それを統括する地方の自治体があって、その中で子供たちが活動していくということが一つのビジョンとしてあるんだろうと思うんですね。それが恐らく大方の方のビジョンと同じ、僕は共通しているような気がするんです。それはやはりお金がかかること。
- かつて我々芸術の専門領域にいる人間からすれば、あなたたちはもう経済活動とは無縁なところにいるみたいな位置付けをされていたのですが、今は全く逆です。我々は経済活動のど真ん中にいると思っています。それこそ前回の会議でどなたかの委員がおっしゃいました、アートマネジメントのような考え方も必要になってきてい

るわけです。そう考えると明確に、やはりこれは財源が必要であって、それから場合によれば、文化を楽しむ人たちからある程度の受益者負担も必要なんだということは最初から明確に打ち出した上で新たな設計図を描いていったほうが良いと思います。

- もちろんそのために不公平感が増すとか、収入格差による教育格差が広がってしまうようなことは避けるということは当然です。けれども、ある意味で経済活動の中に我々の文化活動もあるという、お互いその点では両輪であるということを明確に示す姿勢で制度設計をしたほうが良いと思っております。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。

【岡田委員】

- 少しポイントが外れるかもしれませんが、今回コロナの問題が起きてから地域と都市部の大きな違いが出たのがインターネットの環境の問題です。地方の学校では、子どもの家庭にネット環境がないために非常に困ったというのがありました。地域の文化活動、特に地方の過疎地のようなところの文化活動を活性化させるためにはインターネットを通したものと、ICT の問題とかがすごく大事になってくるので、そういうインフラへのサポートも考えなくてはいけないかなと思いました。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。都市部でも、東京の 23 区でも、渋谷区、港区と、足立区、荒川区では全く実は環境が違うんです。僕は足立区、荒川区にずっと関わっているんですけど、動画配信はほぼ無理ですね。「DVD ください」とどの学校も言ってきます。東京でもそのような状況なので、もしかすると地域によっては、過疎のところでは ICT が非常に発達しているところもあるかもしれません。実は妹尾委員と私の出身は同じ徳島ですけども、徳島なんかでも地域によっては相当ネット環境が進んでいる地域があります。そのことで企業を呼び込もうとしているという政策とも結び付いているんですけども。でも、今の ICT 活用のことに関してはぜひどこかに何らかの形で盛り込みましょう。事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

- ありがとうございます。盛り込むようにいたします。

【佐野委員長】

- ほかに。

【大坪委員】

- 今の地域格差の問題について要望なのですが、さっき取り上げました高校 1 年生に対する生活実態調査を見ていきますと、実は都市部の高校生よりも地方部の高校生のほうが文化活動、教科的に言うなら美術や音楽のような教科に対する興味関心が高いというのが有意差を持って出てきているんですね。都市部のほうはいろいろな施設にわりと恵まれているんですけども、やはり地方部はそれが少ない。だから余

計欲しがっているというか望むと。今回仮にモデル地区のようなものを選定されるときに、ぜひそこは配慮していただきたい。都市部も地域も必要かもしれませんけれども、地方都市あるいはそれ以下のようなところでモデル地区ができてきて、その中で何か一つのビジョンが見えてくるのが理想的かなと思っております。そこは御配慮いただければと思います。以上です。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。

【揚石委員】

- むつ市の下北 Jr.ウインドオーケストラでは下北文化会館で練習をしています。むつ市なので東京から離れているということもあるし、新型コロナウイルスの影響もあってなかなか移動できない。そこで検討されているのが、N 響の先生にリモートでレッスンしてもらおうということで、現在準備をしています。来年早々にはスタートすると思いますが、練習場所はホールになります。ホールは普通 Wi-Fi を通さないようにわざと遮断していますよね。携帯電話を鳴らないように。それをあえて今度は使えるように変えたということをやっていました。ホールで東京とオンラインでつないで N 響の方に指導を仰ぐと。そこまでやっている地方もあります。今までのクラブ活動のやり方ではなくて、コロナの新しい生活様式もあるので、何かここで大胆に提言していくというのもありなのではないかなと思います。同じことをそのままに戻すというのはないのではないかなと。もちろんしっかりやっつけらっしゃるところはあえてやめる必要はないですよ。それはそれでいいけれど、できないところがいっぱいあるので、できないところに結構フォーカスして新しい方法を提言していくというのがあっていいかなと思います。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。特に今回の二層構造プランの右側部分では、これまでの我々の固定観念は全く払拭していきたい。僕らのような古い考え、常識ではないところで今いろいろな新しいことが行われていると思いますので、委員の先生方からもぜひ取組事例があれば事務局に御紹介していただければと思います。ほかに、今日まだ御発言がない先生方、もし一言ありましたら。大丈夫ですか。

【黒田委員】

- 芸団協の黒田でございます。大和の代わりに出席させていただいております。
- 私のほうからは、もしかしたらこの後の 8 とも関係するかもしれませんが、地域間格差について意見を申し上げます。6 の活動経費の中で、一つ目のポツ、二つ目の矢じりのところで、「経費は活動内容やレベルと関係が深いと考えられる」とあります。そのとおりだと思うんですけども、指導員をどのようなレベルの方をお願いするのかということも経費とすごく密接に関わってきますよね。また、ある程度のレベルの指導員がその地域に存在するかどうか。1 万校程度の中学校があるというお話ですけども、各地域に 1 万校を指導するのにふさわしい人をどれだけそろえられるのかということに関していえば、例えば東京で私どもが担当している実演芸

術の分野であればかなりの人数がいらっしゃると思うんですけども、地域においてどれほどの方がいらっしゃるのかというのは実態調査等を行っていないと思います。私は存じ上げていないのですが、なかなか格差があるのではないのかなというふうに想像いたします。

- 一例を挙げますと、伝統芸能の分野でキッズ伝統芸能という形で子供たちに伝統芸能を体験していただいて、十数回のレッスンを行って発表会をするという事業を東京都と連携して行っております。この授業は大変好評で、実は各地域の自治体の担当者から自分のところでも実施できないかというような形でお問い合わせを頂くこともあるんですけども、詳細をお伝えするとやはり予算面と人材の確保という観点から「ああ、うちの地域では難しいね」という形で結局実施に至らないというケースが多くございました。
- そのような実例を踏まえますと、地域における指導員、特にボランティアに頼らないということを前提とした場合の人材の確保と、それからその前提となる予算の確保の地域格差をどのように解消するかというのが非常に重要なのではないかと考えております。長くなりましたけれども以上でございます。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。事務局、今日の議論の論点はここまででよろしいんですね。

【事務局】

- はい。ありがとうございます。

【佐野委員長】

- ちょうどお約束の時間になっておりますので、このあたりで意見交換は終わりにしたいと思います。
- では、最後に事務局にマイクをお渡しします。

【事務局】

- 先生方、ありがとうございました。本日議題は全て終了いたしました。
- 次回の開催はオンラインまたは書面開催を予定しております。こちらも追ってご連絡いたします。
- それでは第 6 回検討会議を閉会いたします。御出席いただきましてありがとうございました。

【佐野委員長】

- ありがとうございます。

(了)